(R4.12.1)

保留地　抽選分譲要領

西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業

施　　行　　者　　安　　城　　市

保留地抽選分譲に関する要領

１　抽選参加にあたって

（１）注意事項

ア　抽選に参加を希望される方は、この要領を熟読のうえ抽選に参加してください。

イ　この要領に定めのない事項は、西三河都市計画事業安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業保留地処分規則（平成１８年安城市規則第１０号）（以下「規則」といいます。）の定めるところによります。

（２）参加資格

自己の居住する建物又は自ら使用する店舗、工場等の建物を５年以内に建築しようとする者

（３）参加資格の制限

ア　次に掲げる事項に該当する者（代理人を含む。）は、抽選に参加することができません。

ａ　営利を目的として、保留地を売買の用に供しようとする者

ｂ　未成年者（親権者の同意のある者を除く。）

ｃ　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

ｄ　抽選に参加しようとする者を妨害し、又は抽選の公正な執行を妨げたと認められる者

ｅ　過去に買受人となり売買契約を締結しなかった者

ｆ　過去に売買契約を忠実に履行しなかった者又は契約の履行を妨害した者

ｇ　暴力団員、暴力団関係者又は暴力団員若しくは暴力団関係者が役員となっている法人その他の団体

イ　抽選の参加申し込みは、１の保留地につき１世帯又は１法人を単位とします。ただし、異なる世帯に属する者が連名で抽選に参加しようとするときは、その異なる世帯を含み１世帯とみなします。

（４）その他

申込者が１人のときは抽選を行わず、申込者を当選者とします。

２　抽選の参加方法

希望順位を付したうえで複数の保留地に申し込みができます。ただし、複数の保留地に申し込みされる方は、「３　抽選時の留意事項（２）抽選の方法」に十分ご注意のうえ申し込みください。

（１）抽選の申請手続き

ア　必要書類

a　抽選参加申込書（所定の事項を記入し、提出してください。）

b　本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（個人の場合のみ。）

c　世帯全員の住民票（個人の場合のみ。）※マイナンバーの記載は必要ありません。

d　登記事項証明書（法人の場合のみ。）

e　委任状：申込書用（代理人が申し込む場合のみ。）

f　請求書（所定の事項を記入し、提出してください。）

g　委任状：還付請求書用（共有の場合）

イ　注意事項

抽選参加申込書には、当選した場合に保留地の売買契約をする方の氏名を記入（法人にあっては法人名及び代表者名を記入）してください。**申込者と異なる方との保留地の売買契約は認められません。**

共有名義で保留地の売買契約を予定している方は、連名で記入してください。持分割合については、保留地の売買契約書に明記しますので契約締結時までに決定してください。

（２）抽選参加保証金の納付

ア　抽選に参加するためには、申し込み時に２０万円の抽選参加保証金を納付する必要があります。

イ　抽選参加保証金の納付方法

a　抽選参加保証金は、申し込み時に安城市発行の納付書により納付してください。

b　抽選参加保証金を納付されますと、金融機関等の領収日付印が押印された領収証書が発行されますので、区画整理課の窓口で納付の確認をさせていただきます。

３　抽選時の留意事項

抽選日は、申込者本人又は代理人がご出席ください。なお、抽選会を申込者の都合により欠席されても抽選は行います。この場合、欠席者の代わりに立会人が指名した者が抽選に参加し、欠席者は出席がないことを理由に異議を申し出ることはできません。

（１）抽選日に必要な書類等

ア　抽選参加券

申し込み受付後にお渡しする抽選参加券をお持ちの方を申込者としますの

で、代理人が出席する場合でも委任状は必要ありません。

イ　印かん

当選した場合に保留地売却決定通知書をお渡ししますので、認め印をお持ちください。

（２）抽選の方法

ア　抽選は、まず抽選をする保留地ごとに第１希望とされている申込者だけで行います。第２希望以下は、第１希望のない保留地が出たときにのみ抽選を行います。

イ　抽選参加申込番号順に抽選順位を決める抽選を行い、その後に本抽選を行い当選者及び補欠者を決定します。

ウ　第２希望以下で抽選を行う場合は、第１希望で当選した申込者を除きます。この場合、第１希望の補欠者（次点）も抽選に参加できますが、第２希望以下の抽選で当選しますと第１希望の補欠（次点）の権利はなくなります。

（３）抽選の参加申し込み及び当選の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となりますのでご注意ください。

ア　所定の様式によらない用紙を使用したもの

イ　記載事項が事実と相違するもの又はその内容が理解できないもの

ウ　抽選に参加しようとする者を妨害し、又は抽選の公正な執行を妨げたと認められる者

（４）抽選

抽選は申込者の面前で、安城市が選任する立会人の立会いの上で行います。

なお、抽選の順位は公告された番号の若い順に行います。

（５）当選者の決定

ア　当選は、１世帯又は１法人につき１筆とします。

イ　当選者が契約を締結しない場合は、補欠者が契約を締結する権利を取得します。

４　抽選参加保証金の還付

（１）当選者（補欠者で契約を締結したものを含む。以下同じ。）以外の申込者には、抽選参加保証金を還付します。

当選者が納付した抽選参加保証金は、契約保証金に充当します。

（２）還付する抽選参加保証金は口座振込とし、申し込み時に提出された請求書で指定された口座に振り込みます。振込は、２、３週間程度かかります。

（３）抽選参加保証金には、利子を付しません。

５　保留地の売買契約の締結と引渡し

（１）売買契約の締結

ア　売買契約時の必要書類等

a　契約保証金の領収証書（金融機関等の日付印が押印されたもの）
b　印鑑（実印、法人にあっては代表者印）
c　印鑑登録証明書
d　契約に必要な収入印紙

契　約　金　額		印紙税額
１万円以上	５０万円以下	２００円
５０万円超	１００万円以下	５００円
１００万円超	５００万円以下	1,０００円
５００万円超	１０００万円以下	５,０００円
１０００万円超	５０００万円以下	１０,０００円
５０００万円超	１億円以下	３０,０００円
１億円超	５億円以下	６０,０００円

※令和６年３月３１日までの作成（契約）分

イ　当選者は、**保留地の売却決定の通知を受けた日から１０日以内に保留地の売買契約を締結**していただきます。

ウ　売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、当選者（以下「買受人」といいます。）の負担となります。

（２）**契約保証金（売買代金の１０パーセント以上の金額）**

ア　契約保証金は、売却決定時に安城市が発行した納付書により、納付してください。ただし、申し込みの際に納付していただいた抽選参加保証金を契約保証金に充当しますので、その差額を納付していただきます。

イ　契約保証金には、利子を付しません。

ウ　契約保証金は、売買代金に充当するものとします。

（３）売買代金の納付

売買代金は、保留地の売買契約を締結した日から６０日以内に全額納付していただきます。ただし、売買契約の締結時に納付していただいた契約保証金を売買代金に充当しますので、その差額を納付していただきます。

（４）売買契約の解除

契約保証金の納付期限までに契約を締結されない場合は、売却決定を取り消し

ます。また、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。その際、納付された契約保証金はお返ししませんのでご注意ください。

ア　規則及び売買契約の条項に違反したとき。

イ　売買契約に定める納付期限までに売買代金を納付しないとき、又は納付する見込みがないと認められるとき。

ウ　買受人から売買契約の解除の申出があったとき。

（５）保留地の引渡し

保留地は、売買代金を全額納付いただいた後に、**現状のままでの引渡し**となります。土地の引渡し以後は、買受人の責任において土地の管理を行ってください。

参　考

・金融機関の利用

保留地ローン

安城市は、保留地の購入資金について、金融機関と保留地担保協定を締結しております。令和４年１２月１日現在、協定を締結している金融機関については、下表のとおりとなっていますが、金融機関によって協定内容が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

あいち中央農業協同組合
愛知県中央信用組合
大垣共立銀行
碧海信用金庫
東海労働金庫
岡崎信用金庫
百五銀行
豊田信用金庫
西尾信用金庫

なお、独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関（上記以外の金融機関も含む）より債務の譲受けをした場合も対象となります。（フラット 35）

（問い合わせ先）
安城市役所区画整理課
事業管理係　電話７１－２２４６（直通）
桜井換地係　電話７１－２２６１（直通）